訪問介護重要事項説明書

令和　　年　　月　　日

利用者（又は御家族）が利用しようと考えている指定訪問介護サービスについて、契約を締結する前に知っておいていただきたい内容を、説明いたします。わからないこと、わかりにくいことがあれば、遠慮なく質問をしてください。

1．訪問介護事業所の概要

（１）提供できるサービスの種類と地域

事　業　所　名	株式会社　愛ネット
所　在　地	〒２７２－０１３７　市川市福栄３丁目２０－８
サービスの種類	訪問介護　（千葉県指定　第１２７０８００８７１号）
サービスを提供する地域	市川市・浦安市

（２）職員体制

職	職　務　内　容	人員数
管理者	1　従業者及び業務の管理を、一元的に行います。 2　従業者に、法令等の規定を遵守させるため必要な指揮命令を行います。	常勤 1　名
サービス提供責任者	1　指定訪問介護の利用の申込みに係る調整を行います。 2　訪問介護計画の作成並びに利用者等への説明を行い同意を得ます。利用者へ訪問介護計画を交付します。 3　指定訪問介護の実施状況の把握及び訪問介護計画の変更を行います。 4　訪問介護員等に対する技術指導等のサービスの内容の管理を行います。 5　利用者の状態の変化やサービスに関する意向を定期的に把握します。 6　居宅介護支援事業者等に対し、サービスの提供に当たり把握した利用者の服薬状況、口腔機能その他の利用者の心身の状態及び生活の状況に係る必要な情報の提供を行います。 7　サービス担当者会議への出席等により、居宅介護支援事業者と連携を図ります。 8　訪問介護員等に対し、具体的な援助目標及び援助内容を指示するとともに、利用者の状況についての情報を伝達します。 9　訪問介護員等の業務の実施状況を把握します。 10　訪問介護員等の能力や希望を踏まえた業務管理を実施します。 11　訪問介護員等に対する研修、技術指導等を実施します。 12　その他サービス内容の管理について必要な業務を実施します。	常勤 ５名以上

訪問介護員	1　訪問介護計画に基づき、日常生活を営むのに必要な指定訪問介護のサービスを提供します。 2　サービス提供責任者が行う研修、技術指導等を受けることで介護技術の進歩に対応し、適切な介護技術をもってサービス提供します。 3　サービス提供後、利用者の心身の状況等について、サービス提供責任者に報告を行います。 4　サービス提供責任者から、利用者の状況についての情報伝達を受けます。	常勤 6名以上 非常勤 25名以上
事務職員	介護給付費等の請求事務及び通信連絡事務等を行います。	常勤 1名

		常勤	非常勤	計
従業者	介護福祉士	6名以上	8名以上	14名以上
	介護職員初任者・実務者研修修了者（ヘルパー1・2級）	0名以上	2名以上	2名以上

（３）サービス提供時間帯

曜　日	昼　間	早　朝	夜　間	深　夜
月～日曜日	午前8時～午後6時	午前6時～午前8時	午後6時～午後10時	午後10時～午前6時

※時間帯により料金が異なります。

（４）事務所の営業時間帯

月曜日から金曜日　　午前９時～午後６時　電話　047-706-2640

※土・日および１２月２９日から１月３日までの年末・年始は休業

※緊急連絡２４時間　　電話携帯　　080-1198-1951

2．サービス内容

（１）身体介護　　利用者の身体に触れて行う介護や、これを行うために必要な準備や後始末。また、利用者が日常生活をするうえで必要な身体機能の向上と自立支援の援助なので、次のようなものです。

◇食事介助　食事時の身体の移動、食品のセット、食事の手助け・見守り・後片付け

◇入浴介助　浴室準備、着替え援助、身体の移動、洗身介助・見守り、入浴後の介助

◇排泄介助　排泄時の身体の移動、ポータブルトイレへの移乗・見守り、オムツ交換陰部清拭・洗浄、排泄後の着替え

◇清　　拭　全身・部分清拭、洗面、手浴、足浴、洗髪、褥瘡の予防、うがい・歯磨き

◇着替介助　体位変換、寝巻交換、シーツ交換、衣類の工夫、

◇通院介助　歩行介助、車椅子介助（ただし市町村の許可が必要）

◇付き添い　外出時の移動介助(買い物同行等)

◇その他

また、身体機能の向上や意欲向上のために、利用者とご一緒に行いながらする介助には次のようなものがあります。

◇利用者とご一緒に手助けしながら行う洗濯物のたたみ、調理、掃除等

◇入浴・着替えなどの見守り、ベッドの乗り降りの声かけや自主的行動の促進

◇移動時の転倒を防ぐための歩行付き添い
◇利用者ご自身で買い物ができるよう、車椅子や歩行器での外出同行

（２）生活援助　利用者の身体に触れずに行う援助で、利用者もしくはそのご家族に代わって提供するサービスで、次のようなものです。普段の日常的支援

◇掃　　除　利用者の居室内やトイレ・卓上の清掃、ゴミだし、
◇洗　　濯　洗濯、物干し、取り入れ、衣類補修
◇衣類整理　冬物・夏物など季節がわりの入れ替え他
◇被服補修　ボタン付け、ほつれや破れの補修など
◇ベッドメイク利用者が使っていない時のベッドのシーツ交換や布団カバーの交換
◇調理、配膳・後片付け　（温めなおす等の簡単な調理を含む）
◇買物等　　日常用品、食材などの買い物、薬の受け取り
◇連絡・代行・市役所等や病院などへ連絡代行を行う。
◇その他　　布団干し、雨戸の開閉、戸締り、火の元確認

以上の、他の介護についてのご相談をお受けし在宅福祉関係情報の提供をさせていただくなどにより利用者ができるだけ自立して居宅での豊かな日常生活を送っていただけるようお手伝いさせていただきます。

◇　保険給付として不適切な事例への対応について

(1) 次に揚げるように、保険給付として適切な範囲を逸脱していると考えられるサービス提供を求められた場合は、サービス提供をお断りする場合があります。

①　「直接本人の援助」に該当しない行為

主として家族の利便に供する行為又は家族が行うことが適当であると判断される行為

・利用者以外のものに掛かる洗濯、調理、買い物、布団干し
・主として利用者が使用する居室等以外の掃除
・来客の応接（お茶、食事の手配等）
・自家用車の洗車・清掃　等

②　「日常生活の援助」に該当しない行為

訪問介護員が行わなくても日常生活を営むのに支障がないと判断される行為

・草むしり
・花木の水やり
・犬の散歩等ペットの世話　等

日常的に行われる家事の範囲を超える行為

・家具・電気器具等の移動、修繕・模様替え
・大掃除、窓のガラス磨き、床のワックスがけ
・室内外家屋の修理、ペンキ塗り
・植木の剪定等の園芸
・正月、節句等のために特別な手間をかけて行う調理　等

医療行為は行うことができません

その他、不適切な事例がありますのでサービス提供責任者にお問い合わせ下さい。

3、　虐待の防止について

事業者は、利用者等の人権の擁護・虐待の防止等のために、次に掲げるとおり必要な措置を講じます。

（１）虐体防止に関する責任者を選定しています。

虐待防止・身体拘束防止に関する窓口	虐待防止委員長

（２）成年後見制度の利用を支援します。
（３）苦情解決体制を整備しています。
（４）従業者に対して、虐待防止を啓発･普及するための研修を実施しています。
（５）介護相談員を受入れます。
（６）サービス提供中に、当該事業所従業者又は養護者（現に養護している家族・親族・同居人等）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに、これを市町村に通報します。

4、利用料金等

利用料については、別紙にて記載の通りです。

5、サービスの利用方法

（１）サービスの利用開始

あらかじめ、利用者のご指定日の日時に当社職員がお伺いいたします。
契約を結びその後、利用者の状況にあわせた訪問介護計画作成しサービスの提供を開始します。

（２）サービスの終了

①利用者のご都合でサービスを終了する場合

サービスの終了を希望する日の１ヶ月前までに文書でお申し出ください。

②当社の都合でサービスを終了する場合

やむを得ない事情により、サービスの提供を終了させていただく場合がございます。その場合は、終了1ヶ月前までに文書で通知いたします。

③自動終了

以下の場合、双方の通知がなくても、自動的にサービスが終了いたします。

- 利用者が介護保険施設に入所した場合。
- 介護保険給付でサービスを受けていた利用者の要介護認定区分が非該当（自立）と認定された場合
- 利用者がお亡くなりになった場合若しくは被保険者資格を喪失したとき

④その他

- 当社が正当な理由なくサービスを提供しない場合、守秘義務に反した場合、利用者やご家族などに対して社会通念を逸脱する行為を行った場合、利用者は文書で解約を通知することによってサービスを終了することができます。
- 利用者が、サービス利用料金の支払いを２ヶ月以上遅延し、料金を支払うよう催告したにもかかわらず２週間以内に支払わない場合、または利用者やご家族などが当社のサービス従業員に対して本契約を継続し難いほどの背信行為を行った場合は、文書で通知することにより、サービスを終了させていただく場合がございます。

6. 当社の訪問介護サービスの特徴

（1）運営の方針

○ 利用者の心身の状況を踏まえて、その有する能力に応じ、自立した日常生活を営むことができるよう、入浴・排泄・食事の介護その他の生活全般にわたる援助を行います。

○ 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者等の立場に立ったサービスの提供に努めます。

○ サービスの提供に当たっては、市地域の保健医療福祉サービス事業者等との連携を図り総合的・効果的なサービスの提供に努めます。

（2）サービス利用のために

項　　目	有　無	備　　考
ホームヘルパーの変更の可否	可	変更を希望される方はお申し出ください。
男性ヘルパーの有無	有	
従業員への研修の実施	有	年12回以上継続して実施しています。
サービスマニュアルの作成	有	

7. 緊急時の対応方法

サービス提供中に容体の変化等があった場合、事前の打ち合わせによりご家族、主治医、歯科医、救急隊、居宅介護支援事業者等へ連絡をいたします。

ご家族	氏　名	
	連絡先	
主治医	氏　名	
	連絡先	

◇ 事故発生時の対応方法について

利用者に対する指定訪問介護の提供により事故が発生した場合は、市町村、利用者の家族、利用者にかかる居宅介護支援事業者等に連絡を行うとともに、必要な措置を講じます。

また、利用者に対する指定訪問介護の提供により賠償すべき事故が発生した場合は、損害賠償を速やかに行います。

◇ 衛生管理等

① 訪問介護員等の清潔の保持及び健康状態について、必要な管理を行います。

② 指定訪問介護事業所の設備及び備品等について、衛生的な管理に努めます。

◇ 心身の状況の把握

指定訪問介護の提供に当たっては、居宅介護支援事業者が開催するサービス担当者会議等を通じて、利用者の心身の状況、その置かれている環境、他の保健医療サービス又は福祉サービスの利用状況等の把握に努めるものとします。

8. 提供するサービスの第三者評価の実施状況について

実施の有無	無

9. サービス内容に関する相談・苦情

① 利用者相談・苦情担当

株式会社　愛ネット　担当　行田　まなみ

電話番号　０４７－７０６－２６４０

② 社以外の相談・苦情窓口

市川市　介護福祉課　　電話番号　０４７－３３４－１１１１

浦安市　介護保険課　　電話番号　０４７―３５１―１１１１

③ 千葉県国民健康保険団体連合会

電話番号　０４３－２５４－７４０９

10. 当社の概要

名　称・法人種別	株式会社	愛ネット
代表者役職・氏名	代表取締役	境野みね子
所在地・電話番号	千葉県市川市福栄３丁目２０－８	
	TEL	０４７－７０６－２６４０
事　業　所　数	訪問介護事業所	１ヵ所
	居宅介護支援事業所	１ヵ所
	通所介護	１ヵ所

訪問介護の提供開始に当たり、利用者に対して契約書及び本書面に基づいて重要事項を説明しました。

事業者

所在地　　千葉県市川市福栄３丁目２０－８

名　称　　株式会社　愛ネット　　印

説明者　　氏名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印

私は、契約書および本書面により、事業者から訪問介護についての重要事項の説明をうけました。

利用者

住　　所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏　　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印

（代理人）

住　　所＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿

氏　　名＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿＿印

個人情報提供にあたっての同意書

この度貴事業者のサービスを利用するにあたり下記の事項について
私及び私の家族の個人情報を開示することに同意いたします。

記

１、　契約者に医療上、緊急の必要性がある場合に医療機関に契約者に
関する心身の状況等の情報提供をすること並びにそれに付随する
家族の情報を提供すること

２、　介護支援専門員の主催するサービス担当者会議、またはサービス
の質の向上を目的とした評価機関による審査のため、事業者内のカ
ンファレンス、契約者及びその家族の個人情報を用いること。

令和　　年　　月　　日

契約者　　氏名　　印

契約者家族　氏名　　印

事業者　株式会社　愛ネット
〒272-0137
千葉県市川市福栄３丁目２０－８
代表取締役　　境野　みね子　　印